

返戻金制度 について

有限会社 A C T I V A T E

許可番号 27-コ-301019

事業所の名称及び所在地 大阪市東淀川区西淡路 1 丁目 1-35

新大阪幹線東ビル 4 階

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を 終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ◆ 臨時（アルバイト・契約社員等）雇用の場合
 - 自己の都合による 2 週間未満の退職の場合 100%
 - 2 週間以上 1 か月未満での退職の場合 50%
 - を紹介手数料から返金する。

- ◆ 正社員雇用の場合
 - 自己の都合による 1 か月未満の退職の場合 80%
 - 1 か月以上 2 か月未満での退職の場合 50%
 - 2 か月以上 3 か月未満 での退職の場合 20%
 - を紹介手数料から返金する。